

国指定森吉山鳥獣保護区  
指定計画書(区域の拡大)  
(環境省案)

平成15年8月27日

環 境 省

## 1 保護に関する指針等

### (1)国指定鳥獣保護区の名称

国指定森吉山鳥獣保護区

### (2)国指定鳥獣保護区の区域

秋田県北秋田郡米代東部森林管理署上小阿仁支署1012林班い、ろ、ろ1、ろ2、はからほまで、とからりまで、り1、ぬ、ぬ1、る、る1、わからたまで、た1、た2、れ1、やからけまで、ふ1、こからてまで及びイから口までの各小班、1013林班い、い1及びい4からい6までの各小班、1014林班いからはまで、え1、え2、て1及びて2の各小班、1023林班いからるまで、る1からる7まで、及びわからたまでの各小班、1027林班、1028林班や3、や4及びまからきまでの各小班、1029林班、1030林班いからりまで、り1からり14まで、ぬ、ぬ1、る、る1からる10まで、わ、か、か1、か2、よからねまで、ね1、なからうまで及びイの各小班、1031から1034までの各林班、1040林班いからへまで、へ1、とからるまで、わ、か、か1、よからなまで及びやからてまでの各小班、2015林班、2018林班ろ1及びはからへまでの各小班及び2019林班いからほまで及びイの各小班的区域、森吉町森吉字森吉山麓高原1-1、1-2及び1-3の区域並びに太平湖の区域。

### (3)国指定鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで(10年間)

### (4)国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

#### ①国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

#### ②国指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、秋田県中央東部の森吉山の東山麓に位置し、ブナ林をはじめとする広葉樹を主体とする森林からなり、大型キツツキ類のクマゲラ(「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー鳥類(環境省編)において絶滅危惧Ⅱ類)の本州における数少ない繁殖地の一つとなっている。また、森林生態系の指標種とされるイヌワシ、クマタカ(以上、同絶滅危惧ⅠB類)の生息が確認されるなど、豊かな生態系が維持されている地域である。

特に、本州におけるクマゲラの繁殖地は、当該地域のほか白神山地など東北北部の一部の地域に限られており、当該地域においてクマゲラの保護を図ることは、本州におけるクマゲラの保護を図るうえで重要である。このため、当該地域を希少鳥獣生息地の保護区と

して、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づく鳥獣保護区に指定し、クマゲラを中心として当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 管理方針

- ・定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査、現場巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に務める。
- ・区域内への入山者の立入りによるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施する。
- ・普及啓発活動や現場巡視等については、地方公共団体や関係機関、地域住民と連携・協力しつつ取り組む。
- ・関係機関と連携を図りながら、広葉樹を主体とした森林の造成を行うなど、鳥獣の生息環境の整備を進める。

## 2 区域拡大の理由

当該鳥獣保護区はクマゲラ(絶滅危惧Ⅱ類)の保護を目的として、昭和58年に希少鳥獣生息地の保護区として特別保護地区を含めて指定され、平成5年には多数のねぐら木等が確認された地域を特別保護地区に拡大・指定している。

今回は、次の理由により鳥獣保護区の区域の拡大を計画するものである。

森吉山東麓の特別保護地区には、クマゲラの営巣木やねぐら木として利用されているブナの壮齢林が分布しているが、その区域の北側は直接草地(鳥獣保護区の区域外)に隣接しており、特別保護地区の北側区域を境に自然環境が急激に変化する。

特別保護地区におけるクマゲラの生息環境を良好に保全していくためには、このような状況は好ましいことではないことから、当該特別保護地区の区域北側の草地を鳥獣保護区として拡大・指定するものである。

なお、今回編入しようとする草地は、かつてはブナの壮齢林でクマゲラの生息域の中心部となっていた地区であり、草地となっている現在においても、部分的に残された樹林帯においてクマゲラが確認されている。今後、当該草地において、樹林帯を中心に広葉樹を中心とした森林の造成を行うこと等により、クマゲラの生息に適した環境を拡大し、より適切な保全を図ろうとするものである。

## 3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6,616ha(6,062ha)

## 内訳

### ア 形態別内訳

林野	5,732ha(5,683ha)
草地	488ha(0ha)
水面	360ha(360ha)
その他	36ha(19ha)

### イ 所有者別内訳

国有林—林野庁所管	5,732ha	制限林地	2,438ha	保安林	2,438ha
	(5,683ha)		(2,438ha)		(2,438ha)
国有林以外の国有地(環境省)	17ha	普通林地	3,294ha	砂防指定地	— ha
	(0ha)		(3,245ha)		
地方公共団体有地(秋田県)	507ha				
	(19ha)				
公有水面	360ha				
	(360ha)				

### ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然公園法による地域	6,616ha	特別保護地区	— ha		
		特別地域	6,616ha(6,062ha)		
		普通地域	— ha		
	(6,062ha)		(森吉山県立自然公園)		
文化財保護法による地域	597ha				
	(597ha)				

(桃洞・佐渡のスギ原生林)

(注)( )は既指定の区域面積

## 4 更新及び拡大する区域における鳥獣の生息状況

### (1)当該地域の概要

#### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、秋田県中央東部の森吉町と阿仁町にまたがる森吉山の東山麓に位置し、北は太平湖から南は桃洞溪谷付近まで南北に広がる形となっている。

#### イ 地形、地質等

森吉山系に源を発する河川は、いずれも急峻なV字型の深い谷を刻み、多くの地点が三階滝や桃洞の滝などの瀑布となっており周辺の天然林によって神秘的な溪谷美を呈している。

また、森吉山は、山塊中央部よりやや北の急峻な山岳地形を示す先第三系の石英閃緑班岩を基盤に、溶結凝灰岩を主とする新第三系の地層により山地を構成し、これらを第四

系の安山岩質の火山が被覆して山地を構成している。

#### ウ 植物相の概要

当該地域周辺はブナ林を主体とした広葉樹林からなり、ブナについては平均樹齢120年（最高約250～350年）、胸高長径60～100cm、樹高20～30mの壮齢樹林がみられる。また、沢の周辺及び湿地帯周辺は、サワグルミ、ヤチダモ、ミズナラ、トチノキ等が分布し、高海拔地域（1,100m以上）では、オオシラビソが優占種となっている。

#### エ 動物相の概要

動物については、ブナをはじめとする広葉樹主体の森林を生息地として、クマゲラ、イヌワシ、クマタカ等の鳥類、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の哺乳類など多くの鳥獣が生息しており、中でもクマゲラは、1970年に太平湖周辺で、また、1975年にはノロ川の伐採跡地でそれぞれ発見された後、1978年に繁殖が観察され、本州産の留鳥として確認されている。

#### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

#### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は森林、牧草地、原野、水面となっており、鳥獣による農林水産物への被害は生じていない。

#### 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 国設指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

- |            |     |
|------------|-----|
| ① 鳥獣保護区用制札 | 29本 |
| ② 案内板      | 7基  |